様式第6号

堺市認可外保育施設等多子世帯利用者負担補助金交付決定及び確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

堺 市 長 印

先に交付申請のあった補助金について、実績報告の審査結果に基づき、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	堺市認可外保育施設等 多子世帯利用者負担補助金
交付決定額			円
振 込 先			
口座番号			
受 取 人			

補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 本市の区域外に転出するとき、又は施設を退所するときは、速やかに施設長等を通じて市長に報告すること。
- (3) 堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
- (4)補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

備考

堺市認可外保育施設等多子世帯利用者負担補助金交付決定及び確定通知以後、世帯構成又は税額等に変更がある場合は、補助金額が変更となることがあります。